

特許協力条約

発信人 日本国特許庁（国際調査機関）

代理人 中山 亨 様 あて名 〒541-8550 日本国大阪府大阪市中央区北浜四丁目5番33号住友化学株式会社内		PCT 国際調査機関の見解書 (法施行規則第40条の2) [PCT規則43の2.1]	
		発送日 (日.月.年) 01.05.2018	
出願人又は代理人 の書類記号 S41462W001		今後の手続については、下記2を参照すること。	
国際出願番号 PCT/JP2018/004787	国際出願日 (日.月.年) 13.02.2018	優先日 (日.月.年) 28.02.2017	
国際特許分類 (IPC) Int.Cl. G02B5/30(2006.01)i, B32B7/02(2006.01)i, B32B27/08(2006.01)i, B32B27/18(2006.01)i, B32B27/30(2006.01)i			
出願人 (氏名又は名称) 住友化学株式会社			

1. この見解書は次の内容を含む。 <input checked="" type="checkbox"/> 第I欄 見解の基礎 <input type="checkbox"/> 第II欄 優先権 <input type="checkbox"/> 第III欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解の不作成 <input type="checkbox"/> 第IV欄 発明の単一性の欠如 <input checked="" type="checkbox"/> 第V欄 PCT規則43の2.1(a)(i)に規定する新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解、それを裏付けるための文献及び説明 <input type="checkbox"/> 第VI欄 ある種の引用文献 <input type="checkbox"/> 第VII欄 国際出願の欠陥 <input type="checkbox"/> 第VIII欄 国際出願についての意見 2. 今後の手続 国際予備審査の請求がされた場合は、出願人がこの国際調査機関とは異なる国際予備審査機関を選択し、かつ、その国際予備審査機関がPCT規則66.1の2(b)の規定に基づいて国際調査機関の見解書を国際予備審査機関の見解書とみなさない旨を国際事務局に通知していた場合を除いて、この見解書は国際予備審査機関の最初の見解書とみなされる。 この見解書が上記のように国際予備審査機関の見解書とみなされる場合、様式PCT/ISA/220を送付した日から3月又は優先日から2月のうちいずれか遅く満了する期限が経過するまでに、出願人は国際予備審査機関に、適当な場合は補正書とともに、答弁書を提出することができる。 さらなる選択肢は、様式PCT/ISA/220を参照すること。
--

見解書を作成した日 20.04.2018			
名称及びあて先 日本国特許庁 (ISA/JP) 郵便番号100-8915 東京都千代田区霞が関三丁目4番3号	特許庁審査官 (権限のある職員) 吉川 陽吾 電話番号 03-3581-1101 内線 3271	20	9811

第 I 欄 見解の基礎

1. 言語に関し、この見解書は以下のものに基づき作成した。

- 出願時の言語による国際出願
 出願時の言語から国際調査のための言語である _____ 語に翻訳された、この国際出願の翻訳文 (PCT規則12.3(a)及び23.1(b))

2. この見解書は、PCT規則 91 の規定により国際調査機関が許可した又は国際調査機関に通知された明らかな誤りの訂正を考慮して作成した (PCT規則 43 の 2.1(b))。

3. この国際出願で開示されたヌクレオチド又はアミノ酸配列に関して、以下の配列表に基づき見解書を作成した。

- a. 出願時における国際出願の一部を構成する配列表
 附属書C/ST.25テキストファイル形式
 紙形式又はイメージファイル形式
- b. 国際出願とともに、PCT規則13の3.1(a)に基づき国際調査のためにのみ提出された、附属書C/ST.25テキストファイル形式の配列表
- c. 国際出願日後に、国際調査のためにのみ提出された配列表
 附属書C/ST.25テキストファイル形式 (PCT規則13の3.1(a))
 紙形式又はイメージファイル形式 (PCT規則13の3.1(b)及びPCT実施細則第713号)

4. さらに、複数の版の配列表又は配列表の写しが提出され、変更後の配列表又は追加の写しに記載された情報が、出願時における配列表と同一である旨、又は出願時における国際出願の開示の範囲を超えない旨の陳述書の提出があった。

5. 補足意見：

第V欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についてのPCT規則43の2.1(a)(i)に定める見解、それを裏付ける文献及び説明

1. 見解

新規性 (N)	請求項	<u>2</u>	有
	請求項	<u>1、3-6</u>	無
進歩性 (IS)	請求項	<u>1-6</u>	有
	請求項	<u>1-6</u>	無
産業上の利用可能性 (IA)	請求項	<u>1-6</u>	有
	請求項	<u>1-6</u>	無

2. 文献及び説明

- 文献1 : JP 2011-221186 A (日東電工株式会社) 2011. 11. 04,
請求項1、7、9、[0027]、[0077]、実施例
- 文献2 : JP 2007-334307 A (日東電工株式会社) 2007. 12. 27,
請求項1、[0048]、[0078]、[0084]、実施例1-4
- 文献3 : JP 2005-049698 A (富士写真フイルム株式会社) 2005. 02. 24,
[0027]、[0083]、[0119]、実施例、図1(B)
- 文献4 : JP 2014-505274 A (エルジー・ケム・リミテッド) 2014. 02. 27,
実施例1-9 & US 2013/0279003 A1, Examples
- 文献5 : JP 2008-257199 A (住友化学株式会社) 2008. 10. 23, 実施例2-3
- 文献6 : JP 2016-122054 A (日東電工株式会社) 2016. 07. 07,
[0087]、[0138]、[0159]、図2
- 文献7 : WO 2008/066157 A1 (グンゼ株式会社) 2008. 06. 05,
[0081]、[0082]
- 文献8 : JP 2015-052765 A (日東電工株式会社) 2015. 03. 19, [0028]

(補充欄に続く)

補充欄

いずれかの欄の大きさが足りない場合

第 V 欄の続き

請求項 1、3-5

文献 1 により、新規性及び進歩性を有しない、又は、文献 1 と文献 6、7 とにより、進歩性を有しない。

文献 1 には、

ヨウ素とポリビニルアルコール系樹脂とを含む偏光子（「偏光フィルム」に相当）と、硬化樹脂層（「第 1 硬化物層」に相当）とを含む偏光板であって、前記偏光子の少なくとも一方の面に前記硬化樹脂層が直接形成され、前記硬化樹脂層表面に粘着層が形成された、粘着型偏光板が記載されている（請求項 1、7、9、[0077]、実施例等参照）。前記硬化樹脂層は、その材料組成、及び、架橋密度が高いこと等から（実施例、[0027]等参照）、ヨウ素に対する吸収は少なく、本願発明における吸光度上昇率は 30% 以下である蓋然性が高い。

文献 1 に記載の粘着層は、液晶表示装置や有機 EL 表示装置の各部材に貼り合わせることを意図したものであり、当該装置には一般に、電極層や帯電防止層等の本願発明の「導電層」に相当する層を有している。ここで、本願明細書の [0012]、[0152] 等の記載から、本願発明における各層の配置は、その順序が満たされる限り、それらの間に他の層が介在しているものを排除するものではないから、文献 1 に記載のものは、偏光子、硬化樹脂層、粘着層、導電層がこの順に積層されたものであるといえる。仮にそうでなくとも、液晶表示装置や有機 EL 表示装置において、そのような積層体の配置は周知であり（例えば、文献 6 [0087]、[0138]、[0159]、図 2、文献 7 [0081]、[0082] 等参照）、必要に応じて粘着層を介して導電層を配置することは、当業者であれば容易である。

請求項 3-5 に特定されている事項も、文献 1 に記載のものと差異がない。

（次頁に続く）

補充欄

いずれかの欄の大きさが足りない場合

第 V 欄の続き

請求項 1、3-5

文献 2 と文献 6、7 とにより、進歩性を有しない。

文献 2 には、

偏光子（「偏光フィルム」に相当）と、硬化樹脂層（「第 1 硬化物層」に相当）とを含み、液晶表示装置（LCD）や EL ディスプレイ（ELD）等の各種の画像表示装置に用いることができる偏光板であって、前記偏光子の少なくとも一方の面に前記硬化樹脂層が直接形成された偏光板

が記載されている（請求項 1、[0078]、実施例 1-4 等参照）。前記硬化樹脂層は、その材料組成、及び、架橋密度が高いこと等から（実施例、[0048]等参照）、ヨウ素に対する吸収は少なく、本願発明における吸光度上昇率は 30% 以下である蓋然性が高い。

液晶表示装置や有機 EL 表示装置において、偏光板を粘着層を介して電極層や帯電防止層等の本願発明の「導電層」に相当する層を積層する構成は周知である（例えば、文献 6 [0087]、[0138]、[0159]、図 2、文献 7 [0081]、[0082] 等参照）。よって、文献 2 に記載の偏光板を、粘着層を介して導電層と積層することは、求められる仕様等に応じて当業者が容易になし得ることである。

請求項 3-5 に特定されている事項も、文献 2 に記載のものと差異がない。

請求項 1、5、6

文献 3 により、新規性及び進歩性を有しない、または、文献 3 と文献 6、7 とにより、進歩性を有しない。

文献 3 には、

偏光子（「偏光フィルム」に相当）の両面にセルローストリアセテートからなる保護膜を設けた偏光板に粘着剤（「粘着層」に相当）を介して機能性光学フィルムを接着した偏光板であって、さらに帯電防止層を設けた偏光板

が記載されている（[0027]、[0083]、[0119]、実施例、図 1（B）等参照）。前記保護膜は、組成物の溶液を用いて製造されるものであり、単に“硬化物”というのみでは何ら差異がないから、当該保護膜は「第 1 硬化物層」に相当する。また、帯電防止層は一般に導電性を有しているから、「導電層」に相当する。仮にそうでなくとも、帯電防止層として周知の導電層を採用することは、当業者であれば容易である。前記保護膜は、その厚みが十分厚いこと、また、一般にセルローストリアセテートフィルムはヨウ素の吸収が大きくはないと認められることから、本願発明における吸光度上昇率は 30% 以下である蓋然性が高い。

請求項 5、6 に特定されている事項も、文献 3 に記載のものと差異がない。

（次頁に続く）

補充欄

いずれかの欄の大きさが足りない場合

第 V 欄の続き

請求項 1、3-5

文献 4 と文献 6、7 とにより、進歩性を有しない。

文献 4 には、偏光子（「偏光フィルム」に相当）に接着剤層（「第 1 硬化物層」に相当）及び透明フィルムが順に積層され、液晶表示装置に用いられる偏光板が記載されている（実施例 1-9 等参照）。前記接着剤層は、オキセタン化合物及びエポキシ系化合物を多く含むものであること等から、ヨウ素に対する吸収は少なく、本願発明における吸光度上昇率は 30% 以下である蓋然性が高い。

液晶表示装置において、偏光板を粘着層を介して電極層や帯電防止層等の本願発明の「導電層」に相当する層を積層する構成は周知である（例えば、文献 6 [0087]、[0138]、[0159]、図 2、文献 7 [0081]、[0082] 等参照）。よって、文献 4 に記載の偏光板を、粘着層を介して導電層と積層することは、求められる仕様等に応じて当業者が容易になし得ることである。なお、本願発明において、各層の間に他の層が介在してもよいことについては、先に述べたのと同様である。

請求項 3-5 に特定されている事項も、文献 4 に記載のものと差異がない。

請求項 1、3-6

文献 5 と文献 6、7 とにより、進歩性を有しない。

文献 5 には、偏光子（「偏光フィルム」に相当）に接着剤（「第 1 硬化物層」に相当）及び保護膜が順に積層され、液晶表示装置に用いられる偏光板が記載されている（実施例 1-9 等参照）。前記接着剤層は、オキセタン化合物及びエポキシ系化合物を多く含むものであること等から、ヨウ素に対する吸収は少なく、本願発明における吸光度上昇率は 30% 以下である蓋然性が高い。

液晶表示装置において、偏光板を粘着層を介して電極層や帯電防止層等の本願発明の「導電層」に相当する層を積層する構成は周知である（例えば、文献 6 [0087]、[0138]、[0159]、図 2、文献 7 [0081]、[0082] 等参照）。よって、文献 5 に記載の偏光板を、粘着層を介して導電層と積層することは、求められる仕様等に応じて当業者が容易になし得ることである。なお、本願発明において、各層の間に他の層が介在してもよいことについては、先に述べたのと同様である。

請求項 3-6 に特定されている事項も、文献 5 に記載のものと差異がない。

請求項 2

文献 4 または 5 と文献 6、7 とにより、進歩性を有しない。

文献 4 及び 5 については先に述べたとおりであり、文献 4 の接着剤層及び文献 5 の接着剤は、2 つ以上のオキセタニル基を有するオキセタン化合物を 40 質量部以上含むものであるから、この点において差異がない。

そして、粘着層及び導電層については先に述べたとおりであるから、文献 4 又は 5 に記載のものにおいて、偏光板を、粘着層を介して導電層と積層することは、求められる仕様等に応じて当業者が容易になし得ることである。

(次頁に続く)

補充欄

いずれかの欄の大きさが足りない場合

第 V 欄の続き

請求項 6

文献 1 と文献 3、8 とにより、または、文献 1、2、4 いずれかと文献 3、6-8 とにより、進歩性を有しない。

偏光板の保護フィルムにおいて、偏光子の劣化を防止する等のために透湿度が低いものを用いることは周知である（例えば、文献 3 [0027]、文献 8 [0028] 等参照）。

文献 1、2、4 いずれかに記載のものにおいて、偏光子の劣化を防止する等のために透湿度が低いものを用いることは、当業者が必要に応じて適宜なし得ることである。